

市政記者クラブ 様

令和 7 年 5 月 29 日
総務局職員部人事課 担当 平松 (972-2121) 総務局総務課 担当 濱田 (972-2101)

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 4 月 3 日までの間に、名古屋市職員共済組合の団体職員（非常勤職員）が、自己の借金の返済等に充てるため、貯金経理の口座から 31 回にわたり合計 5,196,000 円の現金を不正に引き出して着服した事案について、当該団体職員の管理監督者として事務従事している本市職員の管理監督責任を問うもの。
管理監督責任	総務局付課長補佐 減給 10 分の 1 1 月 総務局付担当部長 戒告 総務局付担当課長 所属長文書訓戒
処分年月日	令和 7 年 5 月 29 日（木）

《参考》

名古屋市職員共済組合における当該団体職員に対する懲戒処分の内容について

被処分者	名古屋市職員共済組合の団体職員（非常勤職員） 男性・65 歳
処分内容	免職
処分年月日	令和 7 年 5 月 29 日（木）